

よくあるご質問

令和2年4月17日

更新 令和2年4月21日

更新 令和2年4月23日

Q. 今回の協力金の対象施設は、具体的にはどのような施設ですか？

A. 対象施設は別紙一覧の施設を予定しております。

Q. 幼稚園は今回の協力金の対象施設になりますか？

A. 私立幼稚園は今回の休業要請の対象施設ですが、他方で感染防止対策を徹底した上で必要な保育等を実施するよう併せて要請されている施設でもあります。このため、施設の一部を明確に区分した上で必要な保育等を実施している場合においては対象となります。

Q. ショッピングモールに入居していますが、要請に応じて休業した場合は対象となりますか？

A. ショッピングモール等集合施設にテナントとして入居している休業等の対象施設であって、要請に応じて休業等に協力いただいた場合は対象となります。

Q. 施設を運営していないが、フリーランスとして休業要請施設となる店舗と業務委託契約しています。休業した場合は対象となりますか？

A. 休業等を要請されている施設を運営している事業者に対しての協力金であることから、施設を運営していない場合は対象になりません。

Q. 自宅を利用して営業している場合は対象になりますか？

A. 対象となる施設を明確に区分して営業している場合は、休業により対象となる可能性があります。

Q. 複数の施設を持つ事業者は、全施設を休業等する必要がありますか？

A. 要請の趣旨をご理解いただき、休業等の対象となる全施設の休業等にご協力をお願いします。なお、施設Aが休業対象、施設Bが休業対象外の業種である場合、休業するのは施設Aだけで構いません。

Q. 4月18日以前から自主的に休業していますが、引き続き5月6日まで休業した場合、協力金の対象になりますか？

A. 感染拡大防止のために休業等を行っていた場合は、対象になります。

Q. 一つの店舗に休業要請対象と要請対象外の事業が混在しています。どのような場合に、支給対象になりますか？

A. 例えば、宝石類（休業要請対象）と眼鏡（休業要請対象外）が混在している場合で、宝石類を明確に区分して休業する場合、支給対象になります。

Q. 飲食店は協力金の支給対象になりますか？

A. 飲食店・喫茶店などの食事提供施設については、夜間の営業自粛に向け、朝5時から夜8時までの間の営業時間に短縮していただくことを要請しております。

したがって、例えば、夜10時まで営業していたものを夜8時までに短縮する（酒類の提供は夜7時までとする）など、朝5時から夜8時までの枠内に営業時間を短縮する場合は対象となります。

また、終日休業する場合も対象となります。

なお、テイクアウトサービスを行っても対象になります。

Q. もともと、朝5時から夜8時の枠内の営業である飲食店は対象になりますか？

A. 対象にはなりません。営業時間短縮を要請する趣旨は、夜間の営業を控えていただくことにありますので、もともと朝5時から夜8時の範囲内で営業している飲食店は休業要請の対象外であり、協力金の支給対象外です。ただし、終日休業する場合は支給の対象になります（この場合、テイクアウトサービスを行っても対象になります）。

Q. 和菓子店内に設けている喫茶コーナーを休業する場合は対象になりますか？

A. 喫茶コーナーを飲食業の許可を得て事業として実施している場合で、喫茶コーナーを休業又は営業時間を朝5時から夜8時までの枠内に短縮する場合は対象となります。

Q. ホテルは対象になりますか？

A. 宴会場など集会の用に供する部分を閉じた場合は対象となります。

Q. 鍼灸・マッサージ、接骨院は対象になりますか？

A. 国家資格有資格者が治療を行うものは、医療施設として社会生活を維持する上で必要であることから、休業要請の対象外とされています。一方、治療・医療に当たらないサービスを提供するエステサロンなどは商業施設として休業要請の対象であることから、休業した場合に協力金の支給対象となります。

Q. 店内における商品の販売は休業します。インターネットによるオンライン販売を行っても問題ありませんか？

A. 問題ありません。

(申請について)

Q. 申請書類はどこにありますか？

A. 岐阜県公式ホームページからダウンロードし、印刷してご利用ください。また、県事務所の振興防災課又は産業労働課（総合庁舎内）のほか、市町村役場の所定の窓口にて備え付けています。

Q. オンラインでの申請は可能ですか？

A. 4月30日（木）の運用開始に向けて作業中です。申請が可能となった場合は岐阜県公式ホームページでお知らせしますので、しばらくお待ちください。

Q. 協力金はなるべく早く申請しないと無くなってしまうのですか？

A. いいえ、そのようなことはありません。5月20日（水）までに対象施設の運営者の方が申請書を提出いただければ協力金の支給対象となります。期限内の提出をお願いします。

Q. 申請期間を過ぎてしまいました。遡っての申請は可能ですか？

A. 遡っての申請は一切受付しません。

（添付書類について）

○営業実態が確認できる資料

Q. 営業活動を行っていることがわかる書類としての確定申告書の写しはこういったものなら良いですか？

A. 税務署の受付印または電子申告の受信通知のある直近のものを提出願います。

Q. 直近の経理帳簿はどこまで提出する必要がありますか？

A. 新型コロナウイルス感染症の影響により、営業を休止するまで常時営業していたことを証明していただく必要があることから、直近である令和2年1月以降から4月17日までを含む経理帳簿の写しをご提出ください。

Q. 営業許可証の写しは必要ですか？

- A. 必ず提出をお願いします。対象施設の運営にあたり、業種に係る営業に必要な許可等をすべて取得していることがわかる書類（写しで可）を提出してください。
（例）飲食店営業許可、酒類販売業免許 等

（休業等の状況がわかる書類）

Q. 休業等していることを第三者が分かる書類とは？

- A. 今回の休業等要請に応じて4月18日から5月6日まで全面的に休止したことや、営業時間を変更したことがわかる自社ホームページ画面の写し、店頭で休業等を明示して掲示されている告知チラシやその掲示している外観写真、などが考えられます。
休業する事業者等の名称や状況（休業の期間、営業時間の変更）がわかるよう工夫してください。
複数の施設が混在している場合は、対象の施設部分が休業等を確実に実施していることがわかる書類を用意してください。
なお、確認できる資料が数種類有る場合は審査がスムーズに進むよう、複数の資料提出をお願いします。

Q. 通帳の写しはどの部分をコピーすればよいか？

- A. 口座名義と口座番号が記載されているページの写しをコピーいただき、提出してください。

Q. 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なってもよいですか？

- A. 本人確認ができませんので受け付けられません。

Q. 誓約書は自作のものでもよいですか？

- A. いいえ。必ず様式3をご利用ください。なお、誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者名などの欄は、必ず自署をお願いします。

(その他)

Q. 追加で提出を求められる書類とは何ですか？

- A. 審査の段階で営業実態や休業の状況が不明瞭な場合は、別途資料の提出を求めることがあります。
なお、期限までに提出を求めた書類の提出がない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合は不支給として決定させていただきます。
また、申請書類は返却いたしません。